

下請法上の問題行為に関する利益回復措置の経過報告

弊社*及び株式会社ビーエムハナテン（当時）（以下、まとめて「弊社ら」といいます。）は、令和6年3月15日、公正取引委員会から、下請法違反の再発防止のための措置を講じることを求める勧告（以下「本件勧告」といいます。）を受けました。本件勧告により、弊社らは、独立した第三者をして、自社による下請法上問題のある行為について下請事業者から申出を受け付ける窓口を設置させ、令和3年8月1日から令和6年3月15日までの間、当該行為を受けたことがないかを下請事業者に照会させること、及び申出のあった情報について調査をさせることを求められています。また、本件勧告においては、独立した第三者による調査の結果、下請法上の問題が認められた場合には、弊社らは、下請事業者の利益を保護するために必要な措置（以下「利益回復措置」といいます。）を講じることとされています。

*2024年5月1日付けで株式会社ビッグモーターから株式会社 BALM に社名を変更しております。また、同年11月1日付けで、弊社は、株式会社ビーエムハナテン及び株式会社ビーエムホールディングスを消滅会社とする吸収合併を行い、両社の債権債務はすべて弊社に承継されております。

本件勧告に従い、独立した第三者による下請法上問題ある行為に関する申出を受け付ける外部申出窓口が設置され、令和6年6月10日から13日にかけて、独立した第三者より弊社らが下請事業者として管理していた事業者に外部申出窓口の設置を通知するとともに、インターネットにおける公表や新聞紙面上に公告をしたところ、同窓口に対し、令和6年11月29日時点で、70社（ただし、問題がなかった旨の申出や申出事項の記載がされていない申出を除きます。）から下請法上の問題行為に関する申出が行われました。

各申出につき、独立した第三者による調査が実施されており、同調査において下請法上問題ある行為と認定された行為につき、弊社による利益回復措置を進めております。令和6年11月29日時点で、独立した第三者による調査が完了した件数は、取下げがあったものや調査対象外であったものを含め、上記70社のうち42件であり、下請法違反が認められたものが21件です。この21件のうち3件の利益回復措置を完了しています。

弊社は、令和6年12月2日に弊社ホームページ（[2024.12.02 民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ](#)）にて公表しましたとおり、民事再生手続開始の申立てを行いました。当該手続にかかわらず、弊社は、今後も引き続き、下請事業者の利益回復措置を実施して参ります。

なお、弊社は、申出がされた行為すべての調査及び利益回復措置が完了しましたら、改めて公表を行うことを予定しています。

以上